

かつしかエコ助成金（事後申請分*）のご案内

*「事後」とは、要件に定める国の補助金交付後・車両等の購入（導入）後・住宅の建築後を指します。

【申込受付期間】

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

【対象項目・対象者】

対象項目	申請できる対象者		
	個人住宅	集合住宅	事業所
充電設備（普通・急速）	×	○	○
空調設備機器改修	×	×	○
高断熱住宅	○	×	×
温室効果ガス排出量算定・削減クラウドサービス	×	×	○

【助成対象者】〈共通事項〉

- ・前年度の住民税/直近の法人都民税を滞納していないこと。
- ・新たに対象機器を導入するものであること【リース・レンタルは除く。ただし、空調設備機器改修についてはこの限りでない】。
- ・対象機器等は、新品未使用のものとする。
- ・空調設備機器改修、高断熱住宅においては、申請時点から過去10年間において既に「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと。
- ・クラウドサービスにおいては、過去2回以上において既に「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと（助成回数の上限は2回までとする）。
- ・充電設備（普通・急速）の導入については、過去に充電設備（普通・急速）の「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと。
- ・賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から同意を得ていること。
- ・対象機器等を導入する建築物は建築基準法その他法令等に適合するものであること。
- ・住宅（機器等）の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- ・助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。

【助成対象者】

〈対象者ごとの要件〉

個人住宅	・区内の自ら居住（または居住予定）の住宅に機器等を導入する個人の方
集合住宅	・区内に集合住宅を所有（又は予定）する中小企業者等*1 または個人オーナー ・区内分譲マンションの管理組合*2であること。 ・一棟の建物のうち構造上区分され独立して住居としての用に供する部分が3戸以上のものであり、建物が区内にあること。 ・共用部分に対象機器を導入すること。
事業所	・区内に住所を有する中小企業者等*1（個人事業主を含む）が、自らその事業を行う区内の事業所に対象機器等を導入すること。 ・工場・指定作業場の場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により認可等を受けていること。

*1 中小企業者等

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人
- ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体で、区長が特に必要と認めるもの。

*2 管理組合

- ・区分所有者の集会（総会）において、議決を得ていること

【その他注意事項】

- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です(他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します)。
- ・不足書類等があった場合、必ず期限までに追加書類を揃えてください(期限を過ぎると権利が失われます)。

【助成金交付の流れ】

空調設備機器改修・充電設備・高断熱住宅・クラウドサービス

1 区に「交付申請書」、「請求書」および必要書類を提出

▼ 状況により期間が変動します ※1

2 区より「交付額確定通知書」送付

▼ 4週間程度

3 助成金振込み



※1 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。

(令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。)

現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。

【申請及び問い合わせ先】

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係 (区役所4階410番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

EL: 03-5654-8228 又は 03-5654-8531

混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。

郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

【対象項目ごとの要件】 必要書類については、各「交付申請書」をご覧ください。

充電設備（普通・急速）

助成対象者	区内の集合住宅の所有者または中小企業者等（個人事業主を含む）
対象設備	普通・急速充電設備（電気自動車等に電気を供給するものであること）
助成額	CEV 補助金*の交付額の 1/4（上限 30 万円）
助成要件	① CEV 補助金*の交付を受けたものであること。 ② 令和 4 年 4 月 1 日以降に購入したものの。 ③ 集合住宅の場合は、「共用部分」に導入するものであること。

* 経済産業省

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入促進補助金）

空調設備機器改修

助成対象者	区内の中小企業者等（個人事業主を含む）
助成額	・助成対象経費の 1/4（上限 100 万円）
助成要件	・東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であること。* ¹ ・リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。* ² ※新設は対象外

*¹ 東京都→中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の HP から検索できます。

*² リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。申請者は「リース事業者」ではなく、空調設備を導入する者「助成金の振込先」です。

高断熱住宅

助成対象者	区内に新築住宅を建設する個人		
断熱等性能等級 【助成額】	① 等級5	【15万円】	
	② 等級6	【60万円】	
	③ 等級7	【80万円】	
	『ZEH』* ¹ の場合	【30万円 加算】	
助成要件	① 区内に建物を新築（引き渡し日から交付申請書提出日まで1年以内）するもの。 ② 新築した建物に自ら居住すること。 ③ 住宅性能表示制度による「断熱等性能等級」が5以上のもの。 ④ 所定の等級や『ZEH』を証する指定の書類* ² が提出できること。		
参考 (UA値)	等級5	等級6	等級7
	・UA値：0.6以下	・UA値：0.46以下	・UA値：0.26以下

* 1 ・BELS評価書に『ZEH』マークが表示されているもの

（「Nearly ZEH」「ZEH Oriented」は加算の対象外）

* 2 ・住宅性能表示制度に基づく「建設住宅性能評価書」

・BELS評価書（自己評価により発行したものを除く）

亀有信用金庫・東栄信用金庫は、区と協働して高断熱住宅の普及を促進しており、高断熱住宅の新築に係る住宅ローンに優遇金利を設定しています。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

用語説明

・住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく評価方法で、第三者機関が住まいの性能（耐震性、断熱・省エネ性、メンテナンスのしやすさなど）を表示する制度です。

・BELS（ベルス）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく評価方法で、住まいの省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度です。

・UA値

「外皮平均熱貫流率」の略称で、建物内部の窓や壁などから、外部へと逃げる熱量を外皮等の面積全体で平均した値のことで、住宅の「熱の逃げやすさ」を示した数値（値が小さいほど断熱性能が高い）です。

・『ZEH』（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

「外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅」のことです。

温室効果ガス排出量算定・削減クラウドサービス

以下のクラウドサービスを利用する事業所に対し、その利用料を助成するもの

助成対象者	区内の中小企業等【法人・個人事業主】
対象となるクラウドサービス*	<ul style="list-style-type: none">・ アスゼロ（アスエネ株式会社）・ カーボンノート（株式会社オーイーシー）・ Sustana（株式会社三井住友銀行）・ Zeroboard（株式会社ゼロボード）・ e-dash（e-dash 株式会社）・ ファストカーボン（株式会社ディエスジャパン）
助成額（上限額）	1年間分の利用料の1/2：上限15万円
助成要件	<ul style="list-style-type: none">・ 温室効果ガス排出量などを管理できる事業者の環境経営に資するもので、かつ実践的な行動革新の提言など分析機能があること。・ 月や年単位で使用料が発生すること。・ 利用期間が1年以上あること。

*その他クラウドサービスについては、事前に区へご相談ください。